

## 令和3年（2021年）9月議会

10番、松本ひろかずです。

議案74号 春日部市職員の給与に関する条例の一部改正について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論します。

この議案は、人事院勧告に準じて、期末手当を0.15月分の削減を12月の給与から行い、対象は、正規職員、再任用職員、会計年度任用職員で、昨年度の0.05カ月分の削減につづく2年連続の引き下げというものです。

調査結果では民間企業の高卒初任給は168,943円となっていますが、国家公務員高卒初任給は150,600円で、民間より1万8343円も低くいまま放置されています。今年の最低賃金は、全国一律28円引き上げられ、全国平均930円となりました。埼玉県は、今年10月1日から時給956円に改定されましたが、これをもとに一日8時間、月20日間勤務した場合の月給は15万2960円で、最低賃金そのものが非常に低い状況となっています。春日部市の高卒の初任給は16万1000円で、国家公務員より若干高いものの、時給で最低賃金を少し上回るだけで、民間企業より低い状況です。

これまでも、公務員の賃金は、大きく削減されてきました。

2006年度の給与構造改革で、平均4.8%、2015年度の給与制度の総合見直しで、平均2%の給料が引き下げられました。

退職手当も、2012年に平均402万円、2017年に平均78万円の削減が行われ、自治体職員の給与水準は退職までに、賃金総額で約2千万円も削減されています。公務員の賃金は、すべての労働者の賃金に大きな影響を与えます。低賃金のままでは、景気がよくなるわけがありません。

人事院総裁は談話で「厳しい環境の下、困難な業務に対して誇りをもって真摯に取り組んでいる公務員各位に対し、心から敬意を表します」と述べています、しかし、大幅な期末手当削減を勧告したことは、公務員に対する敬意は全く感じられない空虚な談話と言わざるを得ません。

コロナ危機のもとで、懸命に奮闘する職員に応えた処遇の改善こそ必要であるにもかかわらず、賃金を引き下げるなど、職場に冷や水や浴びせるものです。

特に、パートタイム会計年度任用職員は、低賃金となっているなかで、期末手当を削減することはやめるべきです。

これまでの6年間の引き上げは勤勉手当であり、パートタイム会計年度任用職員には勤勉手当がなく、今回の期末手当の削減分が、もとに戻ることはありません。有給の病気休暇がないのも問題です。

国家公務員は、12月引き下げを見送り、来年6月に減額することとなり、総務省は24日、全国の自治体に地方公務員についても、来年6月分で調整することを基本とするよう通知しています。

国家公務員の場合、来年3月に退職する職員には、引き下げを適用はなく得することになります。

春日部市の場合は、12月に引き下げられてしまい、不公平であることを指摘しておきます。

岩谷市長は、市長選で「今度こそ市政を変える」「停滞・衰退から脱却、魅力あるまちをつくりたい」と公約しています。

そのためには、コロナ危機のもとで、懸命に奮闘する職員に応えた、職員の増員、処遇の改善こそ必要で、今回の賃金の引き下げはやめるべきです。

国民がコロナの影響で、不安を抱いているもとで、一時金の削減は、すべての労働者の賃金引き下げを招く暴挙であると言わざるを得ません。

最前線で奮闘している、公務の職場をはじめとするすべての労働者の生活を守ることこそ、いま、強く求められています。

よって、この議案に反対します。